第１０回修善寺町外３町合併協議会　会議録

○山本事務局長

みなさん、こんにちは。今日はお忙しい中、また雨の中、合併協議会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。

第 10 回の修善寺町外 3 町合併協議会を開催したいと思いますが、最初に資料の確認をさせていただきます。資料は配布をしてございますとおりでございます。それから、いつものように協議事項といたしまして、前回の資料を 38、39、40 号については、使用いたします。それから、誠に申し訳ございませんが、前回の資料で少し訂正をしたい所がございます。社会福祉協議会等を（社）としておりましたが、社会福祉法人でございますので（福）と直させていただくようお願いします。その他いくつかございますが、先にお送りしてございます。そのように訂正をしていただきたいと思います。申し訳ございません。

それでは定刻となりましたので、第 10 回修善寺町外 3 町合併協議会を開催いたします。最初に会長挨拶。大城会長お願いいたします。

○大城会長

みなさん、こんにちは。本日はあいにくの悪天候でございまして、足元の悪い中、合併協議会にご参集いただきまして、誠にありがとうございます。この協議会も 6 月の段階に入りまして、回数も 10 回目ということでございます。そろそろラストスパートをかけて行かなければいかんかなと考えております。

本日は、協議委員であります天城湯ケ島町の立岩町長が、静岡でちょうどこの時間、土砂災害防止推進の集い全国大会ということで、これは、国土交通省関係の全国大会が静岡でありまして、４町ともたいへん土砂災害に関係がありますので、4 町を代表して行っていただきました。そういうことで欠席でございます。それから、いつも協議委員として参加いただいております東部県行政センター長の後藤所長、それから県の斎藤市町村総室長に協議委員として毎回参加、ご出席いただいているわけでございますが、今日は特にお二人の後ろに、静岡県東部県行政センターの副所長であられます大嶋様、それから、静岡県の合併支援室長であられます鈴木様に、ご臨席いただいております。よろしくお願いいたしたいと思います。特に我々4 町の近隣の北の 3 町とか、三島市を中心とした合併の話が進み始めたように報道されております。我々4 町はやはり、静岡県東部における合併のリーディングケースとして模範となるように協議を進めて、しっかり来年の 3 月につなげていきたいと思います。宜しくご協議をお願いいたします。以上でございます。

○山本事務局長

ありがとうございました。続きまして、議題に入りたいと思います。会則により会長が議長となるとなっております。大城会長､お願いいたします。

○大城議長
　それでは、協議会規約により会長が議長となるとありますので、暫くの間、議長を務めさせていただきます。議事が円滑に進行いたしますようご協力をお願いいたします。
　早速、会議に入ります。お手元の次第に従って進めさせていただきます。３、議題（１）協議事項、協議第 38 号「各種事務事業の取扱い（福祉関係事業）社会福祉について」を議題といたします。説明は去る 5 月 21 日に行われておりますので省略いたし、本件についてのご質問、ご意見を受けます。ご質問、ご意見ございますか。
○小森健治委員
　（９）の民生委員・児童委員の活動補助金は、合併時に、中伊豆町の例により統一するとあるが、どうもはっきりどういう違いがあるのかわからないので、詳しく説明してください。
○大城議長
　内容についてもう少し詳しく説明いたします。事務局、説明をお願いいたします。
○山本事務局長
　詳細につきましては、内田福祉専門部会長にお願いしたいと思います。
○内田福祉専門部会長
　中伊豆町の保健福祉課長の内田でございます。民生委員の活動補助金についてのご説明をもう一度申し上げます。民生委員は、厚生大臣の委嘱による委員でございまして、国県から本人に報酬が支払われるという性格になっております。それが、修善寺町、土肥町、天城湯ケ島町にあっては、民生委員協議会そのものに全額を社会福祉協議会を通じて支出されております。中伊豆町におきましては民生委員協議会、協議会というグループ、この部分については、社会福祉協議会から民生委員協議会に支払われて、委員さん個人の活動費については、町から直接、委員さんに支払われているということでございます。以上です。
○大城議長
　小森委員いかがですか、よろしゅうございますか。
　他にご質問、ご意見ございますか。
　ないようでございますので、協議第 38 号「各種事務事業の取扱い（福祉関係事業）社会福祉について」は原案のとおりご承認いただけたものとさせていただいてよろしゅうございますか。
○委員一同
　異議なし。
○大城議長
　それでは、原案のとおりご承認いただけたものとさせていただきます。
　続きまして、協議第 39 号「各種事務事業の取扱い（福祉関係事業）高齢者福祉について」を議題といたします。説明は去る 5 月 21 日に行われておりますので省略いたし、本件につ

いてのご質問、ご意見を受けます。ご質問、ご意見ございますか。
○小森健治委員
（５）敬老会は、対象年齢を 75 歳以上とし、段階的に調整する。敬老祝い金等は修善寺町の例により統一し、開催方法は旧町ごととするとあるが、敬老祝い金が、修善寺町の例によりというと、修善寺町はどのようにやっているのか、聞きたい。
○大城議長
小森委員から敬老祝い金についての質問がございました。事務局、回答をお願いします。
○内田福祉専門部会長
お答えいたします。敬老会でございますが、各町村が実施はしておりますが、その年齢につきまして土肥町につきましては、まだ 75 歳になっていないということで、土肥町について段階的に調整していただいて、他の 3 町については 75 歳で実施するということでございます。それから、敬老祝い金の支出でございますけれども、修善寺町、土肥町、中伊豆町につきましては、3000 円でございますが、天城湯ケ島町は 2000 円でございます。これを 3000 円に統一するという意味でございます。
○小森健治委員
こういうことをいうと老人の方に怒られるかもしれないが、祝い金というものが、はたして有効に使っていただいているのかなと思うのです。年寄りの方がみなさんお金をもっているわけで、うちの方は 2000 円あげると孫にくれるだけで、もう少し、はっきり祝い金をくれるということではなくて、新しく、もう少しやり方を変えまして、祝い金をすぐ、湯ケ島は 2000 円他は 3000 円くれるというのではなく、もう少し考えていただきまして、新しい老人の支援対策、逆にいうと、後で出てくる児童福祉の方にそのお金を回すとか、少しこの際だから変えないと、なかなか今までの町村だと止めるということができなくてみんな我慢していると思いますけど、そのへんでちょっと考えていただきたいなと思います。
○大城議長
ただ今のは、ご意見として伺ってよろしいですか。老人祝い金を出すのではなくて、老人支援の方策を新しく何か考えてくれということでございます。
その他に、何かご意見、ご質問ございますか。
それでは、協議第 39 号「各種事務事業の取扱い（福祉関係事業）高齢者福祉について」は原案のとおりご承認いただけたものとしてよろしいでしょうか。
○委員一同
異議なし。
○大城議長
それでは、原案のとおり承認いただけたものとさせていただきます。
引き続きまして、協議第 40 号「介護保険事業の取扱いについて」を議題といたします。
説明は去る 5 月 21 日に行われておりますので省略いたし、本件についてのご質問、ご意

見を受けます。ご質問、ご意見ございますか。

ございませんでしょうか。それでは、ご質問、ご意見はなしと認め、協議第 40 号「介護保険事業の取扱いについて」は原案のとおりご承認いただけたものとさせていただきます。

続きまして（２）の新規提案事項に入ります。協議第 41 号「各種事務事業の取扱い（福祉関係事業）児童母子福祉について」を議題といたします。説明を事務局、お願いいたします。

○山本事務局長

新しい資料の 1 頁になります。協議第 41 号「各種事務事業の取扱い（福祉関係事業）児童母子福祉について」下記のとおり提案します。月日と会名は省略します。

（１） 子育て支援計画（エンゼルプラン）は、合併後 2 年以内に策定する。

（２） ひとり親家庭等医療費助成事業は、合併時に、修善寺町の例により統一する。

（３） 次の事務事業については、合併時までに調整し、新市において実施する。

ア　保育料

イ　出産祝金

（４） 次の事務事業については、地域の実情を考慮し、合併時までに調整し新市において実施する。

ア　保育所・保育園事業

イ　保育所・保育園の給食

ウ　一時保育

エ　子育て支援事業

オ　放課後児童クラブ

（５） 次の事務事業については、4 町差異がないため、現行のとおり、新市に引き継ぐ。

ア　母子（寡婦）福祉資金貸付

イ　児童扶養手当等

詳細につきましては、内田福祉専門部会長が説明をいたします。お願いします。

○内田福祉専門部会長

それでは、ご説明申し上げます。お手元の資料をご覧ください。

（１）　エンゼルプラン、子育て支援計画でございます。これはすでに、各町とも作成してございますが、これらを統合、調整するということで、市としてのエンゼルプランを合併後 2 年以内に作成するということでございます。

（２）　ひとり親家庭等医療費助成事業でございます。土肥町、天城湯ケ島町、中伊豆町におきましては、県の指導要綱に従って行なっております。修善寺町は町単事業が少しございまして、サービスの一番良い修善寺町の例により統一いたします。

（３）　保育料、出産祝金でございます。まず、保育料でございます。各町で保育に対するそれぞれの考え方がございまして、非常に差異がございます。それらを、合併時までに統一して、新市において実施いたします。それから、出産祝金でござ

います。天城湯ケ島町で実施しております。他の 3 町では実施しておりません。金額等の問題もございますので、これらを調整して新市において実施いたします。

（４） ア　保育所、保育園事業でございます。各町それぞれ、保育所設置の仕方が違います。保育園の園長を設置している所、定員数、保育時間、クラス、幼稚園がないために保育園で類似の保育をしている所、私立保育園がある所と非常にさまざまでございます。これらのことから、地域の実情を考慮いたしまして、合併時までに調整できるところは調整させていただいて、実施をいたします。

イ　保育所、保育園の給食でございます。各町で給食の方法が違います。特に中伊豆町では給食センター方式をとっております。従いまして、すぐに統一する事は不可能でございますので地域の実情を考慮いたしまして、調整できるところは調整し、実施いたします。

ウ　一時保育でございます。修善寺町と土肥町で実施しております。地域の実情を考慮して実施いたします。

エ　子育て支援事業でございます。修善寺町と天城湯ケ島町で実施しております。中伊豆町では放課後児童クラブの中で実施しております。地域の実情を考慮して合併時までに調整し、新市において実施させていただきます。

オ　放課後児童クラブでございます。土肥町以外の３町では実施しておりますが、実施の方法がそれぞれ異なります。それらのことから、地域の実情を考慮して、合併時までに調整し、新市で実施させていただきます。

（５）　４町差異がないため、現行のとおり新市に引き継ぎます。

説明は以上です。

○大城議長

ただ今、協議第 41 号「各種事務事業の取扱い（福祉関係事業）児童母子福祉について」の説明が事務局よりありました。本件についての、ご質問、ご意見を受けます。ご質問、ご意見はございますか。

ご質問、ご意見はなしと認めます。本件は、次回６月 18 日に確認とさせていただきます。

続きまして、協議第 42 号「各種事務事業の取扱い（福祉関係事業）障害者福祉について」を議題といたします。説明を事務局、お願いいたします。

○山本事務局長

はい、11 頁になります。協議第 42 号「各種事務事業の取扱い（福祉関係事業）障害者福祉について」下記のとおり提案します。月日と会名は省略いたします。

（１）　障害者福祉計画は、合併後 2 年以内に、策定する。

（２）　在宅障害者共同作業所通所費助成は、合併時に、新市において実施する。

（３）　重度身体障害者（児）日常生活用具給付は、合併時までに調整し新市において実施する。

（４）　次の事務事業については、合併時に、修善寺町の例により統一する。

ア　重度障害者（児）医療費助成事業
イ　心身障害者扶養共済掛金助成事業
ウ　タクシー利用料助成事業

（５）　その他の障害者福祉事業については、4 町差異がないため、現行のとおり、新市に引き継ぐ。

以上でございます。詳細につきましては、内田福祉専門部会長が説明いたします。お願いいたします。

○内田福祉専門部会長

それでは、説明させていただきます。お手元の資料をご覧ください。

（１）　障害者福祉計画でございます。各町でそれぞれ策定してございます。これを調整いたしまして、2 年以内に新市としての計画を策定いたします。

（２）　在宅障害者共同作業所通所費助成、具体的には中豆授産所、日向にございます。土肥町からは、在所者はございません。新市において、同様に実施するということでございます。

（３）　重度身体障害者日常生活用具給付でございます。土肥町、天城湯ケ島町、中伊豆町におきましては同じサービスでございます。修善寺町で町単独の事業が一部ございます。これらを調整いたしまして、新市において実施いたします。

（４）　重度障害者医療費助成事業でございます。対象者に一部の差異がございます。合併時までに調整し、新市において実施いたします。

心身障害者扶養共済掛金助成事業でございます。それぞれ、各町で多少助成の仕方が異なっております。サービスの一番良い修善寺町に統一し実施いたします。

タクシー利用料助成事業でございます。修善寺町が、82 歳以上の高齢者に対してもサービスを行なっています。天城湯ケ島町と修善寺町が、精神保健福祉手帳対象者にもサービスを行なっております。サービスの一番よろしい修善寺町の例により統一いたします。

（５）　1 から 17 までの事項につきまして書いてありますが、4 町とも差異がございませんので現行のとおり新市に引き継ぐということで説明は略させていただきます。

以上です。

○大城議長

ありがとうございました。協議第 42 号「各種事務事業の取扱い（福祉関係事業）障害者福祉について」の説明が事務局よりありました。本件についての、ご質問、ご意見を受けます。ご質問、ご意見はございますか。

ないようですので、本件は、次回６月 18 日に確認とさせていただきます。

引き続きまして、協議第 43 号「各種事務事業の取扱い（保健衛生事業）について」を議題といたします。説明を事務局、お願いいたします。

○山本事務局長

はい、27 頁になります。協議第 43 号「各種事務事業の取扱い（保健衛生事業）について」下記のとおり提案します。

（１）　健康保険 21 計画は、合併後 2 年以内に、策定する。

（２）　母子健康計画は、合併後 2 年以内に、策定する。

（３）　母子健康事業については、地域性を考慮し、合併時までに調整する。

（４）　健康づくり推進事業は、合併時までに調整し、実施する。ただし、温泉活用事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。

（５）　次の事務事業については、合併時までに調整し、実施する。

ア　献血

イ　生活習慣病予防事業

ウ　健康福祉まつり

エ　各種健（検）診事業

オ　各種相談（健康・栄養・育児）

カ　歯科事業

（６）　次の事務事業については、合併時に、修善寺町の例により統一する。

ア　結核予防事業

イ　食中毒予防事業

ウ　予防接種事業

（７）　乳幼児医療費助成事業は、4 町差異がないため、現行のとおり新市に引き継ぐ。

以上でございます。詳細につきましては、内田福祉専門部会長が説明をいたします。お願いいたします。

○内田福祉専門部会長

それでは、説明させていただきます。

（１）　健康日本 21 計画は、修善寺町のみ策定中でございます。これは、策定する必要がございますので、合併後 2 年以内に策定をさせていただきます。

（２）　母子保健計画は、各町で策定しているところでございます。これらを調整いたしまして、新市の計画として合併後 2 年以内に策定いたします。

（３）　母子保健事業でございます。母子保健事業の内容につきましては、ほぼ同様でございますが、実施の方法につきまして多少差異がございます。対象者が妊婦、乳幼児であるという状況を考えまして、地域性を考慮いたしまして、合併時までに調整しながら実施するということになります。

（４）　健康づくり推進事業でございます。主に、保健活動協力委員さん、保健福祉委員さんの関係のものでございます。それぞれの町で実施方法に差異がございますけれども、合併時までに調整いたしまして実施させていただきます。ただし、次の頁にございます温泉活用事業につきましては、天城湯ケ島町が 15 年度から実施

しているものでございまして、継続事業でございますので、終わるまで新市に引き継ぐことにさせていただきます。

（５）　ア　献血は、事業内容につきましては、ほぼ同じでございますが、実施方法に多少差異がございます。合併時までに調整して実施いたします。

イ　生活習慣病の予防事業でございます。いろいろなものがございます。各町それぞれ予防の事業や教育を行なっておりまして、それらも合併時までに調整し実施いたします。

ウ　福祉健康まつりでございます。各町とも実施しておりますけれども、そのやり方といいますか、時期、方法、規模に差異がございます。共催の場合とか、他の事業と一緒にやるとか、いろいろございます。これらにつきましても、合併時までに調整し実施いたします。

エからカまで　各種健診事業、相談事業、歯科事業、これらも各町いろいろな方法で実施しております。これらも合併時までに調整いたしまして実施いたします。

（６）　ア、イ、ウの結核予防事業、食中毒予防事業、予防接種事業は大きな差異はございません。従いまして、修善寺町の例により統一して実施させていただきます。

（７）　乳幼児医療費助成事業は、4 町差異がございませんので、現行のとおり新市に引き継ぎ実施させていただきます。

以上で説明を終わります。

○大城議長

はい、協議第 43 号「各種事務事業の取扱い（保健衛生事業）について」の説明が事務局よりありました。本件についての、ご質問、ご意見を受けます。ご質問、ご意見はございますか。

ないようですので、本件は、次回６月 18 日に確認とさせていただきます。

続きまして、協議第 44 号「各種事務事業の取扱い（環境対策事業）について」を議題といたします。説明を事務局、お願いいたします。

○山本事務局長

はい、53 頁になります。協議第 44 号「各種事務事業の取扱い（環境対策事業）について」下記のとおり提案します。月日と会名は省略いたします。

（１）　環境に関する計画及び環境に関する条例は、合併後、新市において１年以内に策定する。

（２）　環境審議会は、合併時に、新市において設置する。

（３）　環境美化事業は、地域の実情を考慮し、現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後 2 年以内に統一する。

（４）　不法投棄ごみ防止は、現行のとおり新市に引き継ぎ、2 年以内に事業内容を統一する。

（５）　病害虫等駆除対策は、合併時に、土肥町の例により統一し、消毒機は新市において貸与する。ただし、消毒機購入補助金は廃止する。
（６）　生ごみ処理機購入費補助は、合併時までに調整し、新市において実施する。
（７）　資源ごみ集団回収は、合併時に、修善寺町の例により統一する。
（８）　土肥町のごみ処理手数料は、合併時に廃止する。
（９）　一般廃棄物集積場整備事業は、合併時に、中伊豆町の例により統一する。
（10）　廃棄物処理計画は、合併後、速やかに策定する。
（11）　火葬場については、現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし、土肥町の霊柩車運行は、合併後５年以内に廃止を検討する。
（12）　次の事務事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
ア　し尿・浄化槽汚泥の収集及び処分
イ　ダイオキシン対策
ウ　公害防止協定
エ　公害調査
オ　ごみの資源化
カ　ごみの分別・収集方法
キ　ごみの運搬体制・排出方法
ク　一般廃棄物最終処分場
ケ　広域廃棄物処理施設整備計画

以上でございます。詳細につきましては宇野住民専門部会長が説明いたします。お願いいたします。

○宇野住民専門部会長

それでは説明申し上げます。55 頁からになります。

（１）　環境に関する計画及び条例でございますが、現在、中伊豆町に策定されておりまして、他の 3 町はございません。中伊豆町の条例を参考に、また、他の市町村を参考に新市で、合併後１年以内に策定するものといたします。
（２）　環境審議会ですが、これも中伊豆町に設置されております。合併時にこれを参考に新市としての審議会を設置いたします。
（３）　環境美化事業です。資料にありますように、各町特徴ある事業展開をしております。ボランティア活動等のグループの活動に対しましては、できるだけ現在の各町の事業を継続するという考え方をもっております。
（４）　不法投棄のごみ防止。これは、各町それぞれですが、2 年以内に統一します。
（５）　病害虫等駆除対策。基本的には各町やっているわけですが、合併後、土肥町の例に従います。ただし、地区が消毒機等を購入した場合の助成金 2 分の 1 は廃止いたします。
（６）　生ごみ処理機購入費補助。これは、基本的には各町事業としておこなっており

ますけれども、例えば、コンポストですけど天城湯ケ島町は一世帯 2 個まで対象にしているようです。中伊豆町は、貸し付けだそうです。合併時までに統一いたします。

（７）　資源ごみ集団回収。いわゆる、子供会、ＰＴＡ，その他ボランティアグループによる資源ごみの回収に対します町からの協力金ですが、報酬金がまちまちですから、一番上であります修善寺町の例により統一します。

（８）　ごみ処理手数料。現在、一般家庭のごみ処理手数料は無料です。土肥町において事業活動に伴う一般廃棄物の処理手数料がありますから、合併時に廃止します。

（９）　一般廃棄物集積場整備事業助成。各町行なっておりますが、補助金の回数、上限が違っておりますので、中伊豆町の例により統一します。

以下、(10) 以降は、廃棄物処理計画、一般廃棄物処理基本計画ですけど、広域のごみ処理計画との関連も含めまして、これから新市として考えていきますので、内容的には省略させていただきます。

(11)　火葬場です。修善寺町、天城湯ケ島町、中伊豆町では中豆斎場ということで、斎場を管理しています。土肥町につきましては、土肥町戸田村衛生施設組合において事業を実施しております。これは、このまま引き継ぎます。

(12) 以降は現行どおり、3 町の内部行政組合、それから土肥戸田衛生組合ということで、現時点の処理能力、場所、体系等もろもろが違います。これは、そのまま引き継ぎます。

以上です。

○大城議長

協議第 44 号「各種事務事業の取扱い（環境対策事業）について」の説明が事務局よりありました。本件についての、ご質問、ご意見を受けます。ご質問、ご意見はございますか。

ご質問、ご意見はなしと認め、本件につきましては、次回 6 月 18 日確認とさせていただきます。

続きまして、協議第 45 号「各種事務事業の取扱い（その他の事業）広域行政窓口サービス事業について」を議題といたします。説明を事務局、お願いいたします。

○山本事務局長

はい、69 頁になります。協議第 45 号「各種事務事業の取扱い（その他の事業）広域行政窓口サービス事業について」下記のとおり提案します。

駿豆広域行政窓口サービス事業は、4 町差異がないため、現行のとおり新市に引き継ぐ。

70 頁になります。一枚ですので、私が説明いたします。これは、駿豆広域といいまして、18 市町村が参加しています広域町村圏の協議会がございます。その加盟市町村の中で、高性能のファックスを使いまして、住民票、印鑑証明書がどこの市町村でもとれるというサービスでございます。これらについて、現行のとおり新市に引き継ぐとするものでございます。以上でございます。

○大城議長
はい、協議第 45 号「各種事務事業の取扱い（その他の事業）広域行政窓口サービス事業について」の説明が事務局よりありました。本件についての、ご質問、ご意見を受けます。ご質問、ご意見はございますか。
ご質問、ご意見はなしと認め、本件につきましては、次回 6 月 18 日確認とさせていただきます。
続きまして協議第 46 号「公共的団体等の取扱いについて」を議題といたします。説明を事務局、お願いいたします。
○山本事務局長
はい、71 頁になります。協議第 46 号「公共的団体等の取扱いについて」下記のとおり提案します。月日と会名は省略させていただきます。
4 町それぞれに存在する公共的団体については、新市の一体性を確保するため、それぞれの事情を尊重しながら、統合を促進する。
公共的団体等の統合は、合併特例法の中に、合併市町村の一体性の速やかな確立に資するため、その統合、整備を図るよう務めなければならないとの努力義務がございます。また、地方自治法の中に、普通地方公共団体の長は区域内の公共的団体等の総合調整を図るため、これを指揮監督できると定めています。このことから、できるだけ公共的団体等が統合化に向けられるよう協議会で検討いたしまして、理解を深める必要があろうかと思います。公共的団体等とは、農協、森林組合、漁協、文化団体、体育事業団体など公共的活動を営むもの総てこれにあたります。72 頁ですが、ここに団体名がございます。これは、あくまでも例示ですがこうした団体がございます。以上でございます。
○大城議長
ただ今、協議第 46 号「公共的団体等の取扱いについて」の説明が事務局よりございました。先ほど、「公共団体等」と申し上げましたが、表紙の次第の中には「公共団体等」となっております。「公共的団体等」に訂正していただきたいと思います。お詫びして訂正いたします。本件についての、ご質問、ご意見を受けます。ご質問、ご意見はございますか。
ご質問、ご意見はなしと認め、本件につきましては、次回 6 月 18 日確認とさせていただきます。
続きまして、協議第 47 号「消防団の取扱いについて」を議題といたします。説明を事務局、お願いいたします。
○山本事務局長
はい、協議第 47 号「消防団の取扱いについて」下記のとおり提案します。月日と会名は省略させていただきます。
消防団の取扱いについては、現状を基本に新市に引き継ぎ統合する。新市の消防団の組織体制、報酬手当等は合併時までに調整する。
次の頁をご覧ください。一番左に項目、その右に各 4 町の状況、一番右に新市の案がご

ざいます。このように調整してこうという考えでございます。最初の役員構成ですが、ご覧のとおり、各町このような構成になっておりますが、新市の構成のようにしたいということでございます。任免につきましては、多少の違いはありますが、中伊豆町の例による。定員につきましては、段階的に 706 名まで減少させる。ただし、新市の発足時にはまだ 760 名くらいであろうと思います。報酬は年額として書いてございます。次の頁にまいりまして、費用弁償でございますが多少違いがございまして、中伊豆町が 1 回の出動に対しまして、2200 円支給しておりますので、調整の結果 2200 円にしようということになりました。それから、制服、施設消防につきましては、右に書かれているとおりでございます。76 頁にまいりまして、新市の消防団の組織図がございます。団長がございまして、4 町が方面隊ということで残ることになります。新市の発足時には、この組織に近い形でスタートしたいと思います。団員レベルでは、合併後 5 年以内で計画に近づけていくようにということになります。それから、次の 77 頁ですが、これは各方面隊を縦軸にとりまして、地区名、戸数、面積、目標定数、装備が掲載されてございます。78 頁にまいりまして、団員の報酬額これは年額報酬でございますが、参考資料として載ってございます。4 町の現状が上の欄、新市になりましての報酬額が下の欄に記載してございます。報酬の合計額は多少増えるということになります。説明は以上でございます。

○大城議長

ただ今、協議第 47 号「消防団の取扱いについて」の説明が事務局よりありました。本件についての、ご質問、ご意見を受けます。ご質問、ご意見はございますか。

はい、三須委員。

○三須重治委員

修善寺の三須です。修善寺町の場合ですと、消防団が団員確保で躍起になっているというのが現実だと思いますが、定数を新市になって 706 名まで減少させようと、意図的に減らしていこうという根拠はどこにありますか。

○大城議長

新市になりまして、団員の定員を減らしていく根拠はどこにあるかというご質問でございます。事務局。

○山本事務局長

根拠につきましては、児島総務専門部会長がお答えいたします。

○児島総務専門部会長

三須委員さんがおっしゃられたとおりでございますが、現状で他の町村を見ますと、年齢に非常に差異がございます。定員数で見ますと 920 名でございますが、現実数は 840 名と割り込んでおります。転出とかそのような方がおりますので、修善寺町はじめ他の町も定員確保には努力しておりますが、700 名位になるのが必然ではないか、自然減も含めてそのくらいになってしまうと考えています。

○大城議長
三須委員、よろしゅうございますか。他にご質問、ご意見ございますか。
はい、遠藤剛委員。
○遠藤剛委員
修善寺の遠藤です。ちょっとお伺いします。修善寺の場合には、私設消防に入るのかわかりませんが、各地区に消化班というものが設けられているのですが、この消火班の取扱いはどのようにされるのですか。
○大城議長
修善寺の遠藤委員より、修善寺には消化班というものが各地区にあるが、その取扱いはどのようにするのかというご質問でございます。事務局、答えをお願いします。
○児島総務専門部会長
それではお答えいたします。差異がございまして、修善寺町では消火班を自主防というような位置付けで考えておりまして、この表の中にもってこなかったのですが、実質上の活動は、みなさんと同じですので、今後のすり合わせの中で検討していくということになります。
○大城議長
よろしゅうございますか。他にご質問、ご意見ございますか。
ご質問、ご意見はなしと認め、本件につきましては、次回 6 月 18 日確認とさせていただきます。
続きまして、協議第 48 号「公の施設の取扱いについて」を議題といたします。説明を事務局、お願いいたします。
○山本事務局長
はい、79 頁になります。協議第４８号「公の施設の取扱いについて」下記のとおり提案します。月日と会名は省略します。
公の施設の管理運営については、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、名称については、現行名を基本とし、分かりやすい名称に合併時までに調整する。
公の施設とは、住民の福祉を増進する目的で住民の利用に供するため、地方公共団体が設ける施設というような自治法の概念がございます。公の施設の設置は条例によるとも書いてございます。80 頁にまいります。80 頁の中に、施設の管理状況が書いてございます。81 頁にまいりまして、幼稚園、小学校、中学校、保育園、公園等の分類がなされています。右の方には、町別で名前が記載されております。旧名称が現在の名称であり、新名称というのは新しく名前がこうなるという、一つの候補ということで記載をしています。例えば、南小学校ですが、修善寺にも土肥にもございますので、このようにしないと同じになってしまうということになります。ただ、名前に関しては、県教委に届け出の義務があるということなので、あくまでも候補ということになります。空欄の部分は新名称は変更がないということになります。82 頁に入りましても、同じ考え方でございます。83 頁もそのよう

になってございます。以上で説明を終わらせていただきます。
○大城議長
ただ今、協議第 48 号「公の施設の取扱いについて」の説明が事務局よりございました。本件についての、ご質問、ご意見を受けます。ご質問、ご意見はございますか。
ご質問、ご意見はなしと認め、本件につきましては、次回 6 月 18 日確認とさせていただきます。
続きまして、協議第 49 号「各種事務事業の取扱い（その他の事業）特別職等の報酬について」を議題といたします。説明を事務局、お願いいたします。
○山本事務局長
はい、85 頁になります。協議第 49 号「各種事務事業の取扱い（その他の事業）特別職等の報酬について」下記のとおり提案します。月日と会名は省略します。
特別職等の報酬額は、次のとおりとする。
（１）新市特別職の職員で常勤の者及び教育長

市長	780,000 円	（月額）
助役	660,000 円	（月額）
収入役	600,000 円	（月額）
教育長	570,000 円	（月額）
市長職務執行者	市長と同額	

（２）新市議会議員
合併特例法の在任特例期間（合併時～平成 16 年 10 月 31 日）

議長	280,000 円	（月額）
副議長	190,000 円	（月額）
常任委員長	180,000 円	（月額）
議員	170,000 円	（月額）

合併特例法の在任特例期間後（平成 16 年 11 月 1 日～）

議長	350,000 円	（月額）
副議長	290,000 円	（月額）
常任委員長	270,000 円	（月額）
議員	260,000 円	（月額）

（３）新市特別職の職員で非常勤の者
監査委員までが、執行機関に該当する委員で、委員長が一日 7000 円、委員が一日 6000 円となっております。監査委員だけが、委員長がございませんで、一日 9000 円となっております。
選挙長から選挙立会人につきましては、法律で決まっております額ということになります。
それから、社会教育委員からその他条例等で定める委員については、委員長が一日

6000 円、委員が一日 5500 円。ただし、情報公開審査会の委員が一日 10000 円、民間交通指導員が月額ですが 7000 円となっております。その他条例で定める委員というのは、非常に多数ございますので、決まりしだいチェックをしていくということになります。

87 頁にまいりまして、修善寺町外３町の新市の報酬等審議会で答申をしていただいた控えになります。87 頁では答申いたしますということでございます。88 頁にまいりまして、一番下に答申の理由というものがございますが、理由として、合併後の人口規模、類似している静岡県内の市町を参考にした。合併により住民が期待しているものの一つである行政経費の削減を考慮しながら、議員等それぞれの職務が十分行なえるよう考慮した。それから、在任期間後は、定数 26 名を前提としたということになります。このことにつきましては、議員の定数が 22 名と、ただ 1 回目の選挙が 26 名とそして、在任特例を 10 月 31 日まで適用するということですので、条例化いたしますと、まず在任特例の報酬を決める、それから、定数は 22 名ですが最初は 26 名ですので、26 名の報酬額を決めて条例を専決していかなければならないということになります。

県内の状況といたしまして、91 頁に各町村の報酬の参考例があります。この報酬審議会を開いた理由は、3 月 19 日の第 5 回の協議会だったと思いますが、「議員の報酬というのは、何時何処で決めることになるのか」という協議会でのお問い合わせがございました。検討いたしました結果、第 6 回の時、修善寺町外 3 町新市報酬等審議会規程を設け、新規提案をいたし、確認をいただきまして、このような運びとなったわけでございます。概略といたしましては以上でございます。

○大城議長

ただ今、協議第 49 号「各種事務事業の取扱い（その他の事業）特別職等の報酬について」の説明が事務局よりございました。本件についての、ご質問、ご意見を受けます。ご質問、ご意見はございますか。

はい、塩谷委員。

○塩谷恭利委員

中伊豆の塩谷でございます。ちょっとお聞きしたいと思います。答申の理由の（３）にあります、在任期間後は定数 26 名を前提としたとありますが、私どもはここで、22 名を決めておるわけで、当然ここは 22 名でよろしいのではないか、ちょっとお聞きしたい。

○大城議長

在任特例の経過後は、22 名ではないのかというご質問でございます。事務局、答えてください。

○山本事務局長

在任特例が平成 16 年 10 月 31 日までですので、それからの報酬額につきましては、改定がなければ 4 年間適用されます。それが 26 名の定数ですので、それからは、22 名の定数の報酬額となるわけですが、それにつきましては、4 年 6 ヶ月ありますので、そこまで長期で

なくても、まずは 4 年間分を決めて、その後は、新市において報酬審議会を開いて決めていただければとうことで、26 名を決めさせていただいたわけなんですが。

○塩谷恭利委員

それでは、私どもがここで決めた定数 22 名というのは何処へ行ってしまったのか。ここで決めた新市の議員定数は、あくまでも 22 名であって、特例として 1 期だけは 26 名としたわけですけれども、正式な定数はあくまでも 22 名だと、私は思いますが。

○大城議長

事務局、答えを。

○山本事務局長

確かに、議論からいくと塩谷委員さんのお考えの方が正しいのかなというような気がいたしますが、ただですね、4 年間経ってしまうということで、いきなり 22 名で始まれば良いのですが、4 年間という期間がございますので、少し遠い話になりますので、新たに報酬審議会を開いて決めていただいた方が良いのかなと思います。

○大城議長

よろしゅうございますか。

○塩谷恭利委員

正しいと思うなら、正しくやっていただかなければ具合が悪いと私は思いますし、やはり、22 名の定数で議員の報酬が 26 万とここにあれば良いですが、26 名で 26 万となってしまうと、4 年半後には、22 名になるわけですよね。そうしたら、議員さんが、定数は減っているのだから報酬を増やしたらどうかといった話は、必ず出るものと私は思います。その時に、みなさんが、審議委員さんが、せっかく審議してくれたものがどうなるかなという感じを受けますけれども、いかがなものでしょうか。ちょっとお聞きしたい。

○大城議長

事務局、答えてください。

○山本事務局長

ちょっと今の議題とは違うかもしれませんが、どうして特別職の報酬審議会が設けられたのかということを調べてみました。かなり昔で今の状況に当てはまるかどうかはわからないわけですが、ちょっと読ませていただきます。

議員の報酬については、十分に審議検討を重ねることなく、極めて短時間でお手盛りでその額を引き上げるという、強い住民の不満があったことに鑑み、従来から、第 3 者の意見を聴くための審議会を設けることが適当であるという指導がなされております。これが、特別職等審議会条例の準則を生むきっかけとなっております。

従いまして、仮にそういった動きになりましても、第 3 者の機関が審議をして答申をつけて、上程して議会のみなさんに審議していただくことになるので、そうした心配はあまり、まあ、これはかなり昔の状況だと思いますので、今はあまり当てはまるかわかりませんが。

〇塩谷恭利委員
　わかったような、わからないような。しかし、私は、納得したということではなく、4年半後に議員さんになった方々の資質を考えて、おそらく綺麗に22名でもその金額だよということでやってくれると思いますので、それを期待しながら質問を終わらせていただきます。
〇大城議長
　4年半後を期待しましょう。他に。はい、遠藤委員。
〇遠藤正寿委員
　修善寺の遠藤です。なかなか、議会に対して厳しいご意見があるようでございます。私は、基本的なことを伺いたいのですが、合併協議会において、各種事務事業の取扱いとして審議しているわけですけど、その他の事業としてあるわけですけども、特別職の報酬が事務事業に該当するのか、その説明を伺いたいのと、報酬ということで条例になると思うのですが、新市の職員の報酬もこの協議会で決めるのかの 2 点を、先にちょっと聞きたいと思います。
〇大城議長
　ただ今、特別職等の報酬は、各種事務事業の取扱い（その他の事業）に入るのかどうか。もう1点は職員の給与もこの協議会で協議するのかという2点のご質問です。
〇山本事務局長
　お答えいたします。職員につきましては、ここでは協議いたしません。給与条例というものがありまして、国の基準、人事院勧告等に従いまして、それに沿って給与条例を改定していきますので、ここでは協議しない。条例ですので議会にあげるということになります。もう 1 点は、事務事業に該当するかということですが、最初は、議員報酬だけでなくその他の事業に含めまして、ここには（はっきりと）協定項目にあげてはございませんでした。しかしながら、どうして決めていくのかというようなことと、4月になると新市が発足いたしまして、50 日以内に市長の選挙というようなことになっていきます。それから、各議員さんの給与と、旧条例は全部流れてしまいますので、特別なことをしなければ流れてしまいますので、報酬額が決まっていないという中で、選挙を迎えるということになりますと、やはり、こうちょっと、最初から、報酬を決めておいて、そうした方向でいった方が、スムーズに仕事が進むのではないかと思いまして、ご意見（委員からの質問）もございましたので、協議会にかけさせていただいてこのような状況になったと考えております。
〇遠藤正寿委員
　今のお答えはわかるような、わからないような所なのですが、私ども議会としましても、全国10箇所近くの合併協議会をやっている所を視察等をさせていただきましても、合併協定書に報酬額が載っているところは、今までなかったような気がするわけですね。静岡県でも、静岡市、清水市が 4 月 1 日で合併しているわけですが、このような状況でございま

す。それはそれとしてもう 1 点、先ほど局長から、当然 4 月 1 日から新市に移行するわけですね。その場合にですね、新市の条例を、新市の市長さんが決まってなければ、職務執行者が専決処分をするというお話をしましたけど、専決処分の要件が幾つかあるわけですね。この場合ですね、専決処分、今この議案を見させてもらいまして、当然 16 年 10 月 31 日までは、専決処分されても良いと思います。専決処分というのはみなさんご存知のとおり、審議をしないで、上程されたものが成立するというにが専決処分なわけですけれども、この場合ですね、在任特例後ですね、16 年 11 月 1 日以降、7 ヶ月あるわけですね、専決処分をしなくても十分審議する期間があるわけです。それにもかかわらず、専決処分をする理由を聞かせていただきたい。地方自治法の 179 条に触れないでしょうか、それをちょっと確認したいですけど。

○大城議長

ただ今、修善寺の遠藤委員さんから、在任特例が半年あるので、時間があるので先決処分しなくても、良いのではないか。179 条に抵触しないのかというご質問でございます。事務局。

○山本事務局長

はい、条例といたしましては、在任特例とそれ以後の報酬は一体的でありますので、4 年後 22 名のことまではどうかと思いますが、やはり、6 ヶ月の期間ですので決めておいた方が良いのではないかと。それから、法に触れるのではないかということですが。

○遠藤正寿委員

専決処分に値するかどうかということですよ。

○山本事務局長

違法かどうかということまでは、ないような。

○遠藤正寿委員

だって、あの、条例としてですね。

○小柳出幹事長

今ここで、専決処分がどうこうということではなく、合併協議会の協定項目を協議しているのだと思います。合併協定項目が 24 項目あるわけでございますが、それに確認をいただいて、当然各議会で合併協定項目が、8 月の臨時議会か 9 月の定例会で確認されることになれば、その合併協定項目がそのまま移行してくると考えた方が良いのではないか。

○遠藤正寿委員

十分今の答えはわかりますが、私が何度も言っているように、16 年 11 月以降のことまで決めるというのは、条例に抵触するわけですね。そうすると、報酬が 4 月 1 日からと 11 月からと二つになるわけですか。

○大城議長

もう一度、お願いします。

〇遠藤正寿委員
　在任期間とそれ以降のやつと二つ作るというわけですか。
〇大城議長
　ただ今のご質問は、在任特例期間の報酬を決めるのと、在任特例が終わったあとの報酬を決めるのかというご質問ですね。
〇山本事務局長
　佐藤総務分科会長がお答えします。
〇佐藤総務分科会長
　それでは、私のほうから答えさせていただきます。報酬審議会の方に報酬審議をいたしましたのは、やはり、新市の市長さん、助役さんと同様、新市の議員さんの報酬を決めるということで、先ほど塩谷委員さんから質問がありましたように、新市の議員さんについては、本来 22 名についてということですので、市長さんの 78 万円についても、議員さんの 26 万円についても、新たな合併の特例に基づかないものについての答申をいただいたということでございます。それから、この中で決めて条例化するものについては、本来、16 年 11 月 1 日からの特例でない期間についての報酬、議員さんにつきましては、26 万円を条例で謳う。その、ただし書きとか、特例につきまして、その 16 年 10 月 31 日までの期間につきましては、今までの議員さんの数、今の経過等を含めまして、それについては、議員さんについては、17 万円でいいじゃないかとかいうような謳い方をして、一つの条例の中でそれを決める。だから、これが二つに分かれてるってことじゃなくて、一つの条例を合併協議会の方で協議していただき、各町の議会の方へ協議をしていただく。条例法規につきましては、また、他の条例と共に、合併時期その時点の発効というようになる。
〇遠藤正寿委員
　この次までに、私共も勉強してまいります。ありがとうございました。
〇大城議長
　はい、他に。三須委員。
〇三須重治委員
　先日、4 町の議員の合併に対する研究会の中でこの話が出まして、みなさんと議論したわけですが、新市になってどういう議会を創っていくかということを十分話合われた中で、報酬というものも決まっていくのが必然だと。やはり今、合併の議論となりますと経費の削減ということが非常によく出るわけですが、もう一つの大きな柱としては、足腰の強い自治体を造るということが大きな柱の一つになっているわけでして、そういった中でどういった議会を目指して創っていくかということが十分に議論された中で、報酬審議会の委員の方に審議をしていただくのが筋ではないかと。そうした中で、57 人の在任特例中は専決処分でやるのは当然かと思いますが、やはり、他の先進事例を見ましても、その範囲でとどまってるわけですね、ですから、26 名の定数になってからは、新市の審議会のみなさんが、十分な審議をしていただくというのが常道ではないかというのが、先般の議員の研

究会の中の話合いでもたれまして、一応そのようなことで、私ども議会の代表で出ておりますので。

○大城議長

本件は状況説明、ご意見として伺います。他にご質問、ご意見ございますか。

それでは、ご質問、ご意見を打ち切ります。協議第 49 号「各種事務事業の取扱い（その他の事業）特別職等の報酬について」は次回の確認とさせていただきます。

以上で、本日予定されていた議事は、総て終了いたしました。長時間に渡り、慎重なご審議、円滑な議事進行にご協力いただきまして誠にありがとうございます。これで、議長を解任とさせていただきます。ありがとうございました。

○山本事務局長

大城議長、ごくろうさまでした。

続きまして、（３）その他に入らせていただきます。92 頁になります。今後の日程の確認でございますが、次回の協議会を 6 月 18 日に同じ時間にこの場所で開きます。

続きまして、12 回ですが、7 月 2 日となります。場所も時間同じくここになります。お忙しい中たいへん申し訳ございませんが宜しくお願いいたします。

最後に、児島総務専門部会長が少しお話がございます。

○児島総務専門部会長

お疲れの中、申し訳ございません。連絡事項でございます。協議がだいぶ進みまして、計画書、県との打ち合わせ事項が進んでおります。そのため、6 月 23 日、今月の第 4 週でございますが、この 1 週間でございますが、各町一斉に合併報告会を開催したいと思います。時間は、各町違いますが、おおよそ 19：30 より 21：00 まで。場所についてはまた追って周知したいと思います。各協議会の委員さん、議会のみなさんにもご出席をお願いしたいと思います。6 月 23 日から、各小学校区単位で行いたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。以上、報告でございました。

○山本事務局長

以上をもちまして、第 10 回の修善寺町外 3 町合併協議会の閉会をさせていただきたいと思います。ありがとうございました。